

## インフルエンザ面会制限基準

### 面会制限について

当院では面会制限を下記のとおり行っております。

#### <面会制限レベルの表示について>

※定点患者数とは、大阪市保健所管内において 1 週間に報告されたインフルエンザ患者数を示します。

【面会制限レベル 1 (定点患者数 0 人)】 ⇒ 面会制限なし

【面会制限レベル 2 (定点患者数 1~9 人)】 ⇒ 面会者の制限

- ・ 面会条件 ⇒ 面会者がマスクを着用し、手指消毒を行っていること。

院内入り口に上記の対応を促すポスター等を掲示する。

- ・ 状 況 ⇒ 近隣県に限らず国内でのインフルエンザの発生が確認されている。

感染者が減少し、小康状態となっている。

大阪市のインフルエンザの流行期の始まり。

【面会制限レベル 3 (定点患者数 10~29 人)】 ⇒ 面会者の制限及び健康状態の確認

- ・ 面会条件 ⇒ 面会者がマスクを着用し、手指消毒を行っていること。

面会者は基本的に家族に限定し、健康状態の確認を受け、ナースステーションの看護師

に面会の許可を受けていること。

- ・ 状 況 ⇒ インフルエンザ感染がまん延している。

大阪市のインフルエンザの定点報告において注意報が発せられた。

【面会制限レベル4（定点患者数30人以上）】 ⇒ 原則面会の禁止

- ・ 面会条件 ⇒ 基本的に面会は禁止とする。

面会者は特別な理由がある場合のみ健康状態の確認を受け、マスクを着用し、手指消毒を行いナースステーションの看護師に面会の許可を受けていること。

- ・ 状 況 ⇒ インフルエンザ感染がまん延している。

大阪市のインフルエンザの定点報告において警報が発せられた。